

諮問第 66 号

環境影響評価審査会

環境影響評価概要書の審査について（諮問）

下記事業に係る環境影響評価に関する条例（平成 9 年条例第 6 号）に基づく環境影響評価概要書について、環境の保全と創造の見地から意見をいただきたいので、同条例第 12 条第 2 項の規定により諮問します。

令和 6 年 10 月 30 日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服 部 洋 平



記

- | | | |
|---|----------|--------------------------------------|
| 1 | 事業の名称 | 姫路相生太陽光発電所 |
| 2 | 事業者 | AC12 合同会社
AC12 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博 |
| 3 | 事業の種類 | 太陽電池発電所の新設 |
| 4 | 対象事業実施区域 | 相生市 |
| 5 | 事業の規模 | 面積 約 78ha |